

次世代育成支援対策推進法に基づく国立大学法人北見工業大学 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。
なお、計画期間中においては、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内 容

○目標1

- ・妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

対策

令和2年4月～

(1) 妊娠中及び出産後における支援制度の周知

※妊娠中：妊婦健診受診時や母親学級参加時の職務専念義務免除、産前休暇

※出産後：産後休暇、保育休暇、育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業、子の看護休暇、早出遅出勤務、時間外勤務の免除及び制限

(2) 男性職員の妻が妊娠または出産した場合に利用できる支援制度の周知

※妻の妊娠中：出産休暇、育児参加休暇

※妻の出産後：出産休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業、早出遅出勤務、時間外勤務の免除及び制限

○目標2

- ・働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

対策

令和2年4月～

(1) 時間外勤務の縮減

※時間外勤務は例外的な場合に行われるものであるという認識を徹底し、例外的な場合は管理監督者による命令を徹底し、帰宅しやすい職場環境を構築

(2) 年次有給休暇の取得促進

※年次有給休暇の取得について、職員個人のニーズにあった取得を促進するため、年次有給休暇が取得しやすい職場環境を構築